



# くらしの相談センターだより

所長 あらき由美子 2017年 12月 106号

発行: 南区くらしの相談センター ブログ: あらき由美子で検索  
TEL: 045-714-1820 FAX: 045-714-1825 E-mail: mail2@araki-yumiko.jp

## あらゆる方策で介護保険料を引き下げよう

○第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案に対する提案を市長に提出

今年10月に横浜市は、2018年度～2020年度の高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」を策定しました。

11月9日、日本共産党横浜市議団は、市民要望アンケートなどで寄せられた介護分野に

おける市民の切実な声を反映させた提案をまとめ、林文子市長あてに提出しました。



鯉淵健康福祉局長に提出

### ○提案項目は

- ①介護保険の基金(積立金)全額を活用するなどあらゆる方策で保険料を引き下げること。
- ②低所得の高齢者が安心して暮らせるように、
- ③高齢者の処遇改善策を市として行うこと。
- ④市独自に人材不足の推計と確保計画を示すこと。
- ⑤認知症高齢者向けのグループホーム増設計画は確実に実行すること。
- ⑥介護人材の新たな確保、定着支援、専門性の向上を市独自にはか
- ⑦介護職の処遇改善策を市として行うこと。
- ⑧市独自の療養生活を不安なくおくれるように、退院前に区役所の保健師などが家庭訪問をして、受け入れ環境が整っていることを確認する仕組みをつくること。
- ⑨自立困難な住民を、地域包括センターや地域住民任せにせず、市として把握し、対応すること。そのための職員体制を確立すること
- …など17項目です。

## くらしの相談はお気軽にあらき事務所へ

### 所有者に連絡が取れず

### 台風で木が倒れてきて大変なんです!

「10月22日の台風で、隣の土地にある大木が倒れてきて困っています。南土木事務所にお願したのですが、所有者に確認が取れないので、木を切ることはできないと言われて困っています」と中里にお住まいの方から相談がありました。

さっそく現地に行き、倒れている大木は、消防が来て、もう一本の木にロープでくくりつけて落ちないようにし

「10月22日の台風で、この土地は登記はされていますが、いままでも一度も住宅もたたず、その所有者を市役所で探してもらいましたが、所在はわからないとのこと。

てありました。また、この土地は登記はされていますが、いままでも一度も住宅もたたず、その所有者を市役所で探してもらいましたが、所在はわからないとのこと。



近隣住民のみなさんと南土木事務所へ行き、「倒木をこのままにしていると、支えている木も倒れてしまい危険になる。所有者が見つからない場合の対策について考えて欲しい」と要望をしてみました。

# 11月の活動フアイル!

## 11月の活動

### 生活相談

- ・マンション建設計画について
- ・所有者不明の土地にある倒木の処理について
- ・崖崩れの対応について

### 議員活動

2日 団会議

3日 南シニア野球大会

開会式

5日 南区みんなの文化祭合唱祭に声楽隊で出演



6日 生活相談2件

10日 南土木事務所へ相談に行く

11日 防災の日のイベントで市民防災センターで南消防団声楽隊で出演

12日 六ッ川連合・別所連合のふれあい祭り

六ッ川4丁目の感謝祭に参加 みなさんの力がそろい感動!

14日 共産党市議団全員で、滋賀県野洲市のくらしささえあい条例、大阪花博記念公園緑地、斑鳩ゴミゼロの取組についてを視察

17日 政策局の参考人招致 所有者不明土地の件で法律相談に弁護士事務所へ住民の皆さんと行く

25日 市民の市長をつくる会総会と2017はたらく女性の県民集會に参加

28日 第4回定例会の議案発送 団会議



## くらしの掲示板

※「大岡4丁目の社宅跡地に4階建のマンションが計画されています。事業者と話し合いを進めています。どうすれば要望を聞いてもらえますか」

先日、マンションが計画されている近隣の方から連絡があり、さっそく住民の皆さんの相談会に伺いました。



現在、社宅は壊され、重機が入っているためかなりの振動・騒音があり、この崖下に住んでいる方の玄関付近に亀裂が生じている、という問題も起きていました。

さっそく建築局の情報相談課に連絡をし、近隣住民のみなさんと懇談する場を設定しました。

○住民の皆さんからは、崖下に住む6軒の家の前にマンションのバルコニーがせり出す設計になっているので、それは見直して欲しい。

・建築工事をする前に、近隣住宅の家屋調査を実施してほしい。  
・工事協定を結ぶまでは建築工事を始めないでほしい。  
などの要望が出されました。

情報相談係長が対応し、住民の皆さんから出た要望を建築業者を呼んできちんと伝えると約束してくれ、さっそく翌日、要望を伝えてくれました。

○建築・宅地に関する一般相談は情報相談課 電話671-2953へ

### あらきのぼき

今年も残すところあと1か月となりました。12月になるとなんだか気持ちだけが焦り出すのはなぜでしょうか。

大掃除はしたくないけど、今までよりは少し念入りに掃除

はしないと、と気持ちが入りますが、時間と体力がどこまで

もつか。「でも、ほこりじゃ死なない」

とやらない理由を考えた。気持ちよく

新年を迎える準備だけはやっておこうと、

早々としめ縄飾りやお供え餅なんか買っ

ています。